

# 太陽光発電設備を導入される方に 最大86.5万円補助します

(南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金)



南魚沼市では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス削減の普及促進を図る取組の一つとして、太陽光発電設備などの設置に対する補助事業を実施します。

## 【申請受付期間】

- ・令和7年4月1日(火)  
～令和7年12月26日(金)

※受付は先着順で行い、予算額(950万円)に達し次第、受付終了。

## 【補助対象設備】主な要件

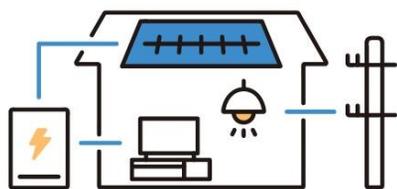
### 太陽光発電設備

- ・FIT、FIP制度の認証を取得するものを除く。

### 定置型蓄電池

- ・太陽光発電設備と同時に設置するもの
- ・定置型蓄電池は、蓄電容量1kWhあたりの補助対象経費が住宅用14.1万円以下、業務用16万円以下のもの

詳しい要件は市ウェブサイト等からご確認ください。



## 【補助対象経費】

### 太陽光発電設備

- ・太陽光パネルなどの設置に必要な発電設備一式の製品代及び設置工事費

### 定置型蓄電池

- ・定置型蓄電池の設置に必要な設備一式の製品代及び設置工事費

## 【申請について】

申請書に、見積書の写し、通帳の写し、工事着手前の写真などの必要書類を添付し、環境交通課に提出してください

※補助要件、申請書類や手続きについて詳しくは市ウェブサイトをご確認ください

## 【補助金額】

### ・太陽光発電設備：

1kwあたり7万円(上限額66.5万円)または補助対象経費の1/3のいずれか低い方の額  
※補助額算定する出力はパネルの出力合計とパワーコンディショナー出力のいずれか低い方とし、小数点以下を切り捨てる。

### ・定置型蓄電池：

補助対象経費の1/3(上限額20万円)

※現在、市では、国の「重点対策加速化交付金」の申請をしており、採択された場合、太陽光発電設備の補助額の一部上乗せを計画しています。(採択された場合、令和7年6月改定予定。詳しくは環境交通課にお問い合わせください。)

## 【補助対象者】

**個人**(以下の全てに該当)

- ・市民または今後市に住民登録する方
- ・新築及び既存住宅に補助対象設備を設置する方
- ・申請者及び世帯員に市税の滞納がない方

**市内事業者**(以下の全てに該当)

- ・新築及び既存事業所に補助対象設備を設置する事業者
- ・市税などの滞納がない事業者
- 宅地建物取引を取扱う市内事業者**  
(以下の全てに該当)

- ・販売を目的として保有している市内の新築及び既存住宅に補助対象設備を設置する宅地建物取引を取扱う事業者
- ・市税などの滞納がない事業者



【お問い合わせ・申請先】南魚沼市役所 環境交通課 環境交通班

〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1 025-773-6666